



宮 崎 県 公 報

平成19年3月30日(金曜日)号外 第30号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……(行政経営課) 1

訓 令 甲
頁
○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……(行政経営課) 3
○宮崎県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……(“) 5

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第二十四号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和四十年宮崎県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表西臼杵支庁長の項第七号の四中「1、2、3及び4」を「3から6まで」に、「9、10、11及び12」を「11から14まで」に改め、12を14とし、11を13とし、10を12とし、9を11とし、8を10とし、7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を5とし、2を4とし、1を3とし、3の前に次のように加える。

- 1 第二十四条第一項の規定による命令及び質問に関すること。
- 2 第二十四条第二項の規定による命令及び質問に関すること。

別表西臼杵支庁長の項第二十一号を次のように改める。

二十一 削除

別表西臼杵支庁長の項第二十八号2中「(建築主事事務処理規程(昭和五十九年宮崎県告示第三百二十四号)第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)」を削り、同号5、7、9及び10中「(建築主事事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)」を削る。

別表西臼杵支庁長の項第三十一号を次のように改める。

三十一 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令(平成十九年政令第三十号)第七条第一項第三号イ及びロの規定による審査に関すること。

別表西臼杵支庁長の項第三十五号14、15及び18中「(建築主事事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)」を削る。

別表西臼杵支庁長の項第四十号の二2中「土木部」を「県土整備部」に改め、同号3及び4中「林務部」を「環境森林部」に改める。

別表西臼杵支庁長の項第四十二号の三中「第四十八条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

別表西臼杵支庁長の項第四十二号の四55中「第六十四条」を「第六十六条」に改め、同号56中「第六十五条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同号57中「第六十六条」を「第六十八条」に改め、

同号58中「第六十七条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同号59中「第六十七条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同号60中「第六十八条第一項」を「第七十条第一項」に改める。

別表西臼杵支庁長の項第四十二号の五8中「第四十四条第二項」を「第四十五条第二項」に改める。

別表西臼杵支庁長の項第四十四号6、7、9及び10中「(建築主事事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)」を削る。

別表西臼杵支庁長の項第四十四号の二7中「(建築物にあつては、建築主事事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)」を削る。

別表西臼杵支庁長の項第四十七号に次のように加える。

- 9 第六十八条の六十九第三項第五号イに規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定に関すること。
- 10 第六十八条の六十九第三項第六号に規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定に関すること。

別表福祉事務所長の項第九号中「1、2、3及び4」を「3から6まで」に、「9、10、11及び12」を「11から14まで」に改め、12を14とし、11を13とし、10を12とし、9を11とし、8を10とし、7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を5とし、2を4とし、1を3とし、3の前に次のように加える。

- 1 第二十四条第一項の規定による命令及び質問に関すること。
- 2 第二十四条第二項の規定による命令及び質問に関すること。

別表保健所長の項第一号4中「療養病床」を「病床」に改める。

別表保健所長の項第一号の二中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、同号2中「療養病床」を「病床」に改め、同号中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 第三条の二の規定による届出の受理に関すること。

別表保健所長の項第二号4、第十五号3、第十六号3、第十七号4、第十九号5、第二十二号5及び第二十三号6中「当該職員」を「当該職員」に改める。

別表保健所長の項第三十号を次のように改める。

三十 削除

別表保健所長の項第三十二号1中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同号中49を61とし、48を60とし、47を59とし、46を58とし、58の前に次のように加える。

57 第四十六条第五項の規定による説明及び意見を述べる機会との付与並びにその通知に関すること。

別表保健所長の項第三十二号中45を56とし、44を55とし、43を54とし、42を53とし、41を52とし、40を51とし、51の前に次のように加える。

48 第三十七条の二第二項の規定による申請の受理に関すること。

49 第三十七条の二第三項の規定による協議会の意見の聴取に関すること。

50 第三十八条第七項の規定による指導に関すること。

別表保健所長の項第三十二号中39を47とし、38を46とし、37を45とし、36を44とし、35を43とし、34を42とし、33を41とし、32を40とし、31を39とし、30を38とし、29を37とし、28を36とし、27を35とし、26を34とし、25を33とし、24を32とし、32の前に次のように加える。

30 第二十四条の二第二項(第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。)の規定による苦情の聴取に関すること。

31 第二十四条の二第三項(第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。)の規定による苦情の申出の処理及び通知に関すること。

別表保健所長の項第三十二号中23を29とし、22を28とし、21を27とし、20を26とし、26の前に次のように加える。

25 第二十条第六項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による説明及び意見を述べる機会との付与並びにその通知に関すること。

別表保健所長の項第三十二号中19を24とし、18を23とし、17を22とし、16を21とし、15を20とし、20の前に次のように加える。

19 第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告に関すること。

別表保健所長の項第三十二号14中「第十九条第四項」を「第十九条第五項」に改め、同号中14を18とし、同号13中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改め、同号中13を17とし、17の前に次のように加える。

16 第十九条第二項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告の説明に関すること。

別表保健所長の項第三十二号中12を15とし、15の前に次のように加える。

13 第十八条第五項の規定による協議会の意見の聴取に関すること。

14 第十八条第六項の規定による報告に関すること。

別表保健所長の項第三十二号中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、3の前に次のように加える。

2 第十二条第四項の規定による届出の受理に関すること。

別表保健所長の項第三十二号に次のように加える。

62 第五十三条の七第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告書の受理に関すること。

別表保健所長の項第四十二号中25を27とし、24を26とし、23を25とし、22を24とし、21を23とし、20を22とし、19を21とし、18を20とし、17を19とし、16を18とし、15を17とし、14を16とし、13を15とし、12を14とし、11を13とし、10を12とし、9を11とし、8を10とし、7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を5とし、2を4とし、1を3とし、3の前に次のように加える。

1 第二十四条第一項の規定による命令及び質問に関すること。

2 第二十四条第二項の規定による命令及び質問に関すること。

別表ことも療育センター所長の項を削る。

別表農林振興局長の項中第二号の二十二を削り、第二号の二十三を第二号の二十二とし、第二号の二十四から第二号の三十二までを一号ずつ繰り上げる。

別表農薬大学校長の項に次の一号を加える。

三 農薬大学校授業料の徴収に関する規則(平成十九年宮崎県規則第十八号)による次の事務

1 第三条第二項の規定による申請の受理に関すること。

2 第六条第二項の規定による申請の受理に関すること。

3 第七条の規定による届出の受理に関すること。

別表土木事務所長の項第十号2中「(日南土木事務所、串間土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所及び高鍋土木事務所(以下この号、第十九号、第二十六号及び第二十六号の二において「日南土木事務所等」という。)にあつては、建築主事事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)」を削り、同号5、7、9及び10中「(日南土木事務所等にあつては、建築主事事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)」を削る。

別表土木事務所長の項第十九号14、15及び18中「(日南土木事務所等にあつては、建築主事事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)」を削る。

別表土木事務所長の項第二十号を次のように改める。

二十 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令第七条第一項第三号イ及びロの規定による審査(日向土木事務所にあつては、日向市の行政区域に係るもので建築基準法第六条第一項第四号に規定する建築物に係るものを除く。)に関すること。

別表土木事務所長の項第二十二号の三中「第四十八条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

別表土木事務所長の項第二十二号の四2から9までの規定中「及び第六十二条」を「第六十二条及び第六十四条」に改め、同号10中「第十一条第一項」の下に「(第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同号11中「第十一条第二項」の下に「(第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同号12から14までの規定中「第四十六条第二項」の下に「及び第六十四条」を加え、同号15から28までの規定中「及び第六十二条」を「第六十二条及び第六十四条」に改め、同号29中「第二十八条第二項」の下に「(第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同号30中「第二十八条第三項」の下に「(第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同号31中「第二十九条第四項」の下に「(第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同号32中「第二十九条第六項」の下に「(第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同号33中「第五十五条」の下に「及び第六十四条」を加え、同号34から38までの規定中「及び第六十二条」を「第六十二条及び第六十四条」に改め、同号61中「第六十八条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同号中61を62とし、同号60中「第六十七条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同号中60を61とし、同号59中「第六十七条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同号中59を60とし、同号58中「第六十六条」を「第六十八条」に改め、同号中58を59とし、同号57中「第六十五条第二項」を「第六十七条

第一項」に改め、同号中57を58とし、同号56中「第六十四条」を「第六十六条」に改め、同号中56を57とし、57の前に次のように加える。

— 56 第六十三条第一項の規定による公募に関すること。 —
別表土木事務所長の項第二十二号の五8中「第四十四条第二項」を「第四十五条第二項」に改める。

別表土木事務所長の項第二十六号6、7、9及び11中「(日南土木事務所等の所管区域にあつては、建築主事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)」を削る。

別表土木事務所長の項第二十六号の二7中「(日南土木事務所等の所管区域内にある建築物にあつては、建築主事務処理規程第二条第二項に規定する地区建築主事が所管するものに限る。)」を削る。

別表土木事務所長の項第二十八号に次のように加える。

- 9 第六十八条の六十九第三項第五号イに規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定に関すること。
10 第六十八条の六十九第三項第六号に規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定に関すること。

別表土木事務所長の項の次に次のように加える。

建設技術センター 所長 一 産業開発青年隊授業料の徴収に関する規則(平成十九年宮崎県規則第二十号)による次の事務
1 第四条第一項の規定による申請の受理に関すること。
2 第七条第一項の規定による申請の受理に関すること。

別表の付表第八号及び第九号を次のように改める。

- 八 みやざきエコ農業推進事業エコファーマー認定支援事業補助金交付要綱(平成十八年六月一日定め)に基づく補助金
九 宮崎県環境保全型農業関係事業補助金交付要綱(平成十八年六月二十七日定め)に基づく補助金

別表の付表第十四号中「新対策移行円滑化対策事業、産地づくり支援対策事業、地域水田農業確立条件整備事業」及び「園芸みやざき産地強化緊急対策事業」を削り、「みやざきの花」ブランド産地育成対策事業」の下に「今だーラナンキユラス日本一産地づくり事業」を加え、「みやざきの果樹トップブランド確立対策事業」を削る。

別表の付表第三十六号を次のように改める。

三十六 国土保全山村集落生活環境整備事業補助金交付要綱(平成十八年五月二十六日定め)に基づく補助金

別表の付表中第三十七号を削り、第三十八号を第三十七号とし、同表第三十九号中「福利厚生施設等整備事業」を削り、同号を同表第三十八号とし、同表中第四十号を第三十九号とし、第四十一号から第四十九号までを一号ずつ繰り上げ、第五十号を削り、第五十一号を第四十九号とする。

附 則
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

訓 令 甲

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。
平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令甲第九号

本 行
各 出 先 機 関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程(昭和四十年訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二条第一号から第三号までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第四号中「本部長及び同条第三項に規定する局長」を「本部長」及び「会計管理者」に改め、同条第五号中「第二百六十三条第五項」を「第二百六十三条第四項」に改め、同条第六号中「第二百六十三条第七項」を「第二百六十三条第六項」に改め、同条第七号中「第二百六十三条第九項」を「第二百六十三条第八項」に改め、同条第十三号中「(福岡事務所次長を除く。)」を削る。

第五条第九項中「、事務局次長及び主務課長」を「及び総務課長」に改める。

第十条第六項中「次の各号に掲げる順序により、当該各号に掲げる者」を「看護大学総務課長」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「出納長」を「会計管理者」に、「出納事務局長」を「会計管理局長」に改める。

第十二条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第一の付表第十三号中「第六条第二項」を「第六条」に改める。

別表第二職員の仕事等に関する事務の項中

Table with 5 columns and 5 rows. Row 1: 5 関係の請取活動等及び各自職務等に際するほか。 Row 2: 6 職員の出張(「出張費」補助金)申請書提出及び関係書類の提出に関するほか。 Row 3: 7 地方自治体(郡市)に提出する申請書(「県上」事務)に添付する書類の提出に関するほか。 Row 4: 8 公用自動車の借入れに関するほか。

Table with 5 columns and 5 rows. Row 1: 5 関係の請取活動等及び各自職務等に際するほか。 Row 2: 6 職員の出張(「出張費」補助金)申請書提出及び関係書類の提出に関するほか。 Row 3: 7 地方自治体(郡市)に提出する申請書(「県上」事務)に添付する書類の提出に関するほか。 Row 4: 8 公用自動車の借入れに関するほか。

別表第二財務等に関する事務の項中

Table with 5 columns and 5 rows. Row 1: 10 事務用印の取付及び取付位置に関するほか。 Row 2: 11 支出金出納手帳(簿記「帳簿」)管理手帳、未済費及び前年度の未済費に関するほか。

Table with 5 columns and 5 rows. Row 1: 10 事務用印の取付及び取付位置に関するほか。 Row 2: 11 支出金出納手帳(簿記「帳簿」)管理手帳、未済費及び前年度の未済費に関するほか。

Table with 5 columns and 5 rows. Row 1: 10 事務用印の取付及び取付位置に関するほか。 Row 2: 11 支出金出納手帳(簿記「帳簿」)管理手帳、未済費及び前年度の未済費に関するほか。

Table with 5 columns and 5 rows. Row 1: 10 事務用印の取付及び取付位置に関するほか。 Row 2: 11 支出金出納手帳(簿記「帳簿」)管理手帳、未済費及び前年度の未済費に関するほか。

別表第二の付表中「職員手当(児童手当のみ。)」を「職員 済 手 当」に改める。

別表第三(その一)人事課の項課長特定専決事項の欄第九号を削る。

別表第三(その一)職員厚生課の項を削る。

別表第三(その一)財政課の項の次に次のように加える。

建設センター	一 建設 埋蔵金及び埋蔵 埋蔵金の鑑定	一 建設 埋蔵金及び埋蔵金の鑑定	一 建設 埋蔵金及び埋蔵金の鑑定	一 建設 埋蔵金及び埋蔵金の鑑定
--------	---------------------	------------------	------------------	------------------

別表第三(その一)健康増進課の項課長特定専決事項の欄第一号中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)及びらい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号)」を「らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号)及び障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)」に改め、「小児慢性特定疾患医療費」を削り、同欄第三号中「結核予防法第三十六条第一項の規定による指定医療機関」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十五項の規定による結核指定医療機関」に改める。

別表第三(その一)都市計画課の項課長特定専決事項の欄に次の一号を加える。

- 二 宮崎県屋外広告物条例(平成五年宮崎県条例第十三号)による次の事務
- 第三十三条の二第二項の規定による登録に關すること。
 - 第三十三条の五第二項の規定による登録に關すること。
 - 第三十三条の八の規定による登録の抹消に關すること。

別表第三(その一)建築住宅課の項部長特定専決事項の欄第一号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同項課長特定専決事項の欄第七号中16から18までを削り、同欄中第八号から第十号までを削り、第十一号を第八号とする。

別表第三(その一)物品管理課の項を削る。

別表第三(その二)人事課の項担当リーダー特定専決事項の欄第一号中「(昭和三十一年宮崎県規則第四十四号)」を削る。

別表第五西日杵支庁の項第一号の二六中「第八十七条の二第四項」を「第八十七条の二第六項」に改め、同号7から9まで及び同項第六号2カ中「第八十七条の二第六項」を「第八十七条の二第十項」に改め、同項に次の一号を加える。

十四 建設業法(昭和二十四年法律第五号)第三条第三項の規定による許可の更新に關すること。

別表第五保健所の項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第五農林振興局の項第一号の三六中「第八十七条の二第四項」を「第八十七条の二第六項」に改め、同号7から9までの規定中「第八十七条の二第六項」を「第八十七条の二第十項」に改める。

別表第五総合農業試験場の項の次に次のように加える。

- 農業大学校
- 農業大学校授業料の徴収に關する規則(平成十九年宮崎県規則第十八号)による次の事務
 - 第三条第一項第一号の規定による授業料の免除に關すること。
 - 第六条第一項の規定による授業料の還付に關すること。
 - 第八条の規定による授業料の免除の取消しに關すること。

別表第五土木事務所の項第三号2カ中「第八十七条の二第六項」を「第八十七条の二第十項」に改め、同項に次の一号を加える。

十五 建設業法第三条第三項の規定による許可の更新に關すること。

別表第五土木事務所の項の次に次のように加える。

建設技術センター

一 産業開発青年隊授業料の徴収に關する規則(平成十九年宮崎県規則第二十号)による次の事務

- 第四条第一項第一号の規定による授業料の免除に關すること。
- 第七条第一項の規定による授業料の還付に關すること。
- 第九条の規定による授業料の免除の取消しに關すること。

別表第七の二を次のように改める。

別表第七の二(第五系関係)

看護大学事務局長専決事項	看護大学学生部長専決事項	看護大学附属図書館長専決事項	看護大学総務課長専決事項
一 職員(学長、副学長、学生部長、附属図書館長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務局長を除く。)の休暇の承認及び出張に關すること。	一 学生の健康管理に關すること。	一 図書雑誌、標本の収集、保管、閲覧及び貸出しに關すること。	一 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に關すること。
二 職員(学長、副学長、学生部長、附属図書館長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務局長を除く。)の時、間外勤務命令及び休日勤務命令に關すること。	二 学生の就職に關すること。	二 図書目録の編集及び保管に關すること。	二 公用自動車の使用承認に關すること。
三 その他軽易な事項の処理に關すること。	三 学生の課外活動に關すること。	三 書庫及び閲覧室の管理に關すること。	三 照会、回答、調査、督促等に關すること(定例的又は軽易なものに限る。)
四 その他軽易な事項の処理に關すること。	四 その他学生の厚生輔導に關すること。	四 その他附属図書館に係る軽易な事項の処理に關すること。	四 許可証、免許証、登録証、検査証、合格証、鑑札等の再交付、書換え及び返納處理に關すること。
			五 事実の証明に關すること。
			六 その他軽易かつ定例的な事務の處理に關すること。

別表第九東京事務所の項中「総務課長」を「課長(総務担当)」に改める。

別表第九福岡事務所の項中「次長(当該次長)」を「課長(当該課長)」に改める。

別表第九大阪事務所の項中「物産観光課長」を「課長(企画広報担当)」に改める。

別表第九優良家畜受精卵総合センターの項を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

宮崎県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第十号

本 庁

労働委員会事務局

宮崎県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮崎県労働委員会事務局処務規程(平成二年訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。